**「新型コロナウイルス感染症対策」に関する**

**緊急相談窓口開設のご案内**

この度、草津町商工会では「新型コロナウイルス感染症対策」につきまして

緊急相談窓口を下記の通り開設致します。

**＊相談受付内容は次の通りです。**

◯　国の「持続化給付金」・「持続化補助金」・「コロナ特別枠融資」申請について

◯　草津町の「草津町事業継続給付金」申請について

群馬県の休業要請施設に対する「感染症対策事業継続支援金」につきましては現在、期間中のため対応ができません。

相談窓口はあくまでも申請書記入方法及び添付書類の確認等の相談です。実際の申請は個々の対応となります。

**＊申請にあたり持参していただく物**

・２０１９年（法人は前事業年度）確定申告書・売上減少となった月及び前年の売上台帳の写し

・通帳の写し（表紙及び裏表紙）・法人番号（法人事業者のみ）・身分証明書写し（運転免許証、

マイナンバーカード等）・国の持続化給付金を申請される方はUSB又はCD-Rをご持参ください

**＊相談日時　令和2年5月　4日・5日・6日**９時～１５時（１２時～１３時は除く）

（尚、平日は通常通りの勤務となります。平日もご利用ください。）

**＊相談申込**　電話にてお申込みください（電話受付開始：相談日の８時３０分から）希望日時に添えな

い場合がございます事をご了承ください。

**＊相談時間**　１事業所（１人）３０分程度

**＊応 対 者**　草津町商工会　経営指導員

草津町商工会

電話88-2067